

## ○国立大学法人筑波大学職務発明規程

平成 16 年 4 月 1 日  
法 人 規 程 第 5 号  
改正 平成 16 年 法人規程第 11 号  
平成 16 年 法人規程第 34 号  
平成 17 年 法人規程第 6 号  
平成 20 年 法人規程第 28 号  
平成 21 年 法人規程第 32 号  
平成 26 年 法人規程第 43 号  
平成 31 年 法人規程第 36 号  
令和 4 年 法人規程第 27 号  
令和 4 年 法人規程第 28 号

## 国立大学法人筑波大学職務発明規程

### (趣旨)

第 1 条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成 16 年 法人規則第 12 号。以下「知的財産規則」という。）第 7 条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の職員が行った発明等に係る知的財産権の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (適用の範囲)

第 2 条 この法人規程において「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和 34 年 法律第 121 号）に規定する特許権、実用新案法（昭和 34 年 法律第 123 号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和 34 年 法律第 125 号）に規定する意匠権及び種苗法（平成 10 年 法律第 83 号）に規定する育成者権並びに外国におけるこれらの各権利に相当する権利
  - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利及び種苗法第 3 条に規定する品種登録を受ける地位並びに外国におけるこれらの各権利及び地位に相当する権利及び地位
- 2 この法人規程において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては意匠の創作、育成者権の対象となるものについては植物の新品種をいう。
- 3 この法人規程において「職務発明」とは、職員が行った発明等であって、その内容が法人の業務の範囲に属し、かつ、当該発明等を行うに至った行為が法人における当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- 4 この法人規程において「発明者」及び「創作者」とは、職員のうち職務発明を行った者をいう。
- 5 この法人規程において「実施」とは、特許法第 2 条第 3 項に規定する行為、実用新案法第 2 条第 3 項に規定する行為、意匠法第 2 条第 2 項に規定する行為及び種苗法第 2 条第 5 項に規定する行為をいう。

(権利の承継)

第3条 第5条第1項の規定に基づき職務発明であると認定された発明等に係る知的財産権は、法人が承継するものとする。ただし、学長が当該知的財産権を承継する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(発明等の届出等)

第4条 知的財産規則第4条第3項の法人規程で定める届出及び前条に規定する知的財産権の承継に係る手続は、発明者等が別記様式第1号の発明等届出書兼譲渡証書又は別記様式第2号の意匠届出書兼譲渡証書を、所属する組織の長を経て学長に提出することにより行うものとする。

(職務発明の認定及び承継の決定)

第5条 学長は、前条の届出等を受けたときは、発明等に係る職務発明の認定及び知的財産権の承継について、国際産学連携本部の審査結果に基づき決定を行い、その結果を発明者に理由を付して通知するものとする。

2 前項の通知は、前条に規定する届出等のあった日から起算して3週間以内にこれを行うものとする。

(知的財産権の出願等及び管理)

第6条 学長は、発明等に係る知的財産権を承継した後、速やかに知的財産権の出願等の手続を行い、当該知的財産権を適正に管理する。

(異議申立て)

第7条 発明者は、第5条第1項の決定に対し不服があるときは、当該決定に係る通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、学長に異議を申し立てることができる。

2 学長は、前項の異議の申立てを受けたときは、国際産学連携本部にその審査を付託するものとする。  
3 学長は、前項の審査結果に基づき、異議の申立てに対する決定を行い、その結果を発明者に理由を付して通知するものとする。

(第三者への譲渡に係る制限)

第8条 発明者は、学長が職務発明でないと認定し、又は知的財産権を法人が承継しないと決定した後でなければ、その知的財産権を第三者に譲渡してはならない。

(補償金の支払)

第9条 知的財産規則第6条第3項の規定に基づき定める補償金の種類は、法人が第6条に規定する出願等により知的財産権が登録された場合において発明者から請求があったときに支払う登録補償金並びに法人が知的財産権の実施又は処分により当該知的財産権の出願及び管理に要した経費を超える収入を得た場合において発明者から請求があったときに支払う実施補償金とする。

2 知的財産規則第6条第2項の法人の予算として配分することができるのは、前項の実施補償金を支払う場合に限るものとする。  
3 知的財産規則第6条第2項の申出は、発明者が第11条第1項又は第2項の規定に該当する

こととなった場合には、取り下げられたものとして取り扱うものとする。

- 4 登録補償金及び実施補償金（以下「補償金」という。）の額は、それぞれ別表第1及び別表第2のとおりとする。

（共同発明者に対する補償金）

第10条 前条第1項の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

（退職又は死亡した場合の補償金）

第11条 第9条第1項の補償金を受ける権利は、当該権利を有する発明者が退職した後も存続する。

- 2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

（秘密保持）

第12条 発明者及び知的財産権の取扱いに関する事務に携わる者は、発明等の内容その他法人及び発明者の利害に關係ある事項について、知り得た秘密を漏らしてはならない。

（雑則）

第13条 この法人規程に定めるもののほか、職務発明に係る知的財産権の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この法人規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この法人規程施行の日前に学長に対し発明等の届出がされたものについては、この法人規程第4条の規定により届出がされたものとみなす。

附 則（平16. 4. 22 法人規程11号）

この法人規程は、平成16年4月22日から施行する。

附 則（平16. 5. 27 法人規程34号）

この法人規程は、平成16年5月27日から施行する。

附 則（平17. 2. 24 法人規程6号）

この法人規程は、平成17年2月24日から施行する。

附 則（平20. 3. 31 法人規程28号）

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21. 5. 28 法人規程32号）

この法人規程は、平成21年5月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学職務発明規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平26. 3. 27 法人規程43号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平31.4.26 法人規程36号）

この法人規程は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令4.3.24 法人規程27号）

この法人規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令4.3.24 法人規程28号）

この法人規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

登録補償金支払表

区分	国内出願	外国出願	
特許権	権利1件につき、7,500円に1請求項（特許請求の範囲に記載された1請求項をいう。）につき1,500円を加えた額	特許法に基づく出願をパリ条約による優先権主張の基礎とした外国における特許出願に係る特許権	権利1件につき、7,500円に1請求項（パリ条約による優先権主張の基礎とした特許出願の特許請求の範囲に記載された1請求項をいう。）につき1,500円を加えた額
		特許法に基づく出願をパリ条約による優先権主張の基礎としていない外国における特許出願に係る特許権	権利1件につき、7,500円に1請求項（特許法に基づいて出願される場合において特許請求の範囲に記載されるべき1請求項をいう。）につき1,500円を加えた額
実用新案権	権利1件につき、2,500円に1請求項（特許請求の範囲に記載された1請求項をいう。）につき500円を加えた額	実用新案法に基づく出願をパリ条約による優先権主張の基礎とした外国における実用新案出願に係る実用新案権	権利1件につき、2,500円に1請求項（パリ条約による優先権主張の基礎とした特許出願の特許請求の範囲に記載された1請求項をいう。）につき500円を加えた額
		実用新案法に基づく出願をパリ条約による優先権主張の基礎としていない外国における実用新案出願に係る実用新案権	権利1件につき、2,500円に1請求項（特許法に基づいて出願される場合において特許請求の範囲に記載されるべき1請求項をいう。）につき500円を加えた額
育成者権	1品種につき3,000円	1品種につき3,000円	

(注) 1 上表に掲げる額に法人の持分を乗じて得た額を支払う。

2 出願中に特許出願が実用新案登録出願に変更されたときは考案の例により、実用新案登録出願が特許出願に変更されたときは発明の例によるものとする。

別表第2（第9条関係）

実施補償金支払表

収入実績	実施補償金の額
1億円以下の場合	当該収入実績×100分の50
1億円を超える場合	(当該収入実績－1億円)×100分の25+5千万円

(注) 知的財産権の実施又は処分により毎年1月1日から12月31日までの間に法人に納入された収入実績の上表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額の範囲内で支払う。

別記様式第1号（第4条関係）

取扱注意

年　月　日

発明等届出書兼譲渡証書

国立大学法人筑波大学長 殿

届出者：所 属（系）

職 名

氏 名

印

下記の発明等を行いましたので、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号）第4条の規定に基づき届け出るとともに、当該発明等に係る知的財産権を国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）に譲渡します。

記

1. 発明等の名称：

2. 発明者等

発明者	（フリガナ） 氏名 (戸籍に記載の氏名)	所属・職名	法人との雇用関係の有無	貢献度	発明者の印
学内代表発明者				%	
学内共同発明者				%	
				%	
学外共同発明者					

・発明者が複数いる場合には、学内代表発明者は届け出る共同発明者及び当該者の貢献度について調整の上、記入してください。

※貢献度は、学内の発明者全体で100%になるよう記入してください。

・共同出願希望の場合の持分割合（法人： %、共同出願者： %）

※持分割合は、全体で100%になるよう記入してください。

・届出者連絡先（Eメールアドレス：

内線 )

3. 発明等に関する事項（該当□欄に✓印又は該当事項を記入ください。）

出願に期限がある場合	期限： 月 日 理由（ ）					
学外発表の予定又は発表状況	<input type="checkbox"/> 未発表		<input type="checkbox"/> 発表済	<input type="checkbox"/> 発表予定		
	発表先（ ）					
	原稿提出日		年 月 日			
	刊行物（含予稿集）発行日		年 月 日			
	学術団体の研究集会における発表日		年 月 日			
上記に該当しないものの発表日		年 月 日				
発明等の実証の度合	<input type="checkbox"/> アイデア段階		<input type="checkbox"/> 数値計算段階	<input type="checkbox"/> 実証試験段階		
	<input type="checkbox"/> 試作品段階		<input type="checkbox"/> 製品段階	<input type="checkbox"/> その他（ ）		
発明等の技術的性格	<input type="checkbox"/> 基本発明		<input type="checkbox"/> 改良発明	<input type="checkbox"/> 新規用途		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）					
公知技術に対する優位性	<input type="checkbox"/>	代替技術 なし	□ 優位性 大	□ 優位性 小又は無		
事業性	想定事業名（ ）					
	事業規模（ ）億円					
	収益期待額（ ）億円					
	事業化の時期	<input type="checkbox"/> 既存市場有り		<input type="checkbox"/> （～）年後市場化の見込み		
	事業への寄与	<input type="checkbox"/> 極めて大	<input type="checkbox"/> 大	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 小	
	代替技術の出現	<input type="checkbox"/> 極めて大	<input type="checkbox"/> 大	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 小	
障害の程度	<input type="checkbox"/> 極めて大	<input type="checkbox"/> 大	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 小		
外国出願の要否	<input type="checkbox"/> 要（出願国： ）		<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 不明		
学外の第三者との関係	<input type="checkbox"/> 共同研究中 <input type="checkbox"/> 受託研究中	<input type="checkbox"/> 成果である プロジェクトコード（ ）		<input type="checkbox"/> 契約書あり	<input type="checkbox"/> 契約書なし	
		<input type="checkbox"/> 成果でない		<input type="checkbox"/> 契約書作成中		<input type="checkbox"/> 契約締結予定
		<input type="checkbox"/> 共有の取決め		<input type="checkbox"/> 取決めあり		<input type="checkbox"/> 取決めなし
	共同出願の要否	<input type="checkbox"/> 共同出願する			<input type="checkbox"/> 共同出願しない	
	第三者の氏名及び連絡先 (担当者の所属、氏名、TEL、e-mail等) ( )					
ライセンス方針	<input type="checkbox"/> 相手先を指定したい（相手先： ）					
	<input type="checkbox"/> 法人に一任する					
ベンチャーを設立して実施する予定	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 不明			

4. 発明等に使用した研究経費（※ J S T、N E D O 等の研究経費であればその旨を記入してください。）

使用した研究経費	研究経費（総額）	発明に要した額	使用年度
運営費交付金			
寄附金			
学外共同研究費			
受託研究費（※）			
文部科学省科学研究費補助金			
私費			
その他（）			
合計			

5. 発明等に使用した研究施設及び設備（所有している組織等）

6. 発明等の概要（「別紙」に記入してください。）

7. 出願経費について

法人が承継した特許を受ける権利等についての出願経費は、国際产学連携本部の経費から支出することが基本です。しかし、法人の決定により発明者個人に返還するとされる発明等についても、個人に配分された研究経費（寄附金を含む。）から発明等の出願、登録及び維持に要する経費を支払うことを条件に、法人が特許を受ける権利等を承継して法人から出願することができます。この取扱いを希望する場合は、以下の□欄に✓印を記入してください。なお、個人に配分された研究経費についてその使途が指定されている場合で、出願経費が使途に含まれていないときは使用できませんので、注意してください。

上記の取扱いを希望する。

8. その他参考事項

- 備考 1. 各項目のうち不明のものがあれば、当該部分を空欄のまま提出して差し支えありません。  
2. この発明等届出書兼譲渡証書は、エリア支援室等を経由して提出してください。

以上

(別記様式第1号関係)

(別紙)

### 発明等の概要

項目	内容
【発明等の名称】	
【特許権の対象となると思われる技術】 1. 2. 3.	
【技術分野】 ・何についての発明等かを記入する。	
【背景技術】 ・当該分野で知られている技術 (特許番号、文献名等)	
【発明が解決しようとする課題】 ・従来の技術の欠点・問題点 ・この発明等により解決できること。	
【課題を解決するための手段】 ・従来の技術と区分できる要件を記入する。	
【発明等の効果】 ・主要なものに限定しない。	
【発明等を実施するための最良の形態】 ・発明等の実施の仕方を具体的に説明する。 ・装置などについては図面を活用する。	
【実施例】 ・実施の具体例を挙げる。	
【産業上の利用可能性】 ・この発明等が生かされる用途を記入する。	

各エリア支援室等	受付年月日	産学連携企画課	受付年月日

別記様式第2号（第4条関係）

意匠届出書兼譲渡証書

年　月　日

国立大学法人筑波大学長 殿

届出者：所 属（系）  
職 名  
氏 名 印

下記の意匠を創作しましたので、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号）第4条の規定に基づき届け出るとともに、当該意匠に係る意匠登録を受ける権利を国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）に譲渡することを申し出ます。

記

1. 創作者等

創作者	氏名	所属・職名	貢献度
学内代表創作者	印		%
学内共同創作者	印		%
	印		%
学外共同創作者	印		%

（創作者が複数いる場合には、学内代表創作者は共同創作者及びその貢献度について調整の上、記入してください。）

届出者連絡先（Eメールアドレス： 内線 ）

2. 他の知的財産権との関係

（関係がある場合は、当該権利の種類、名称、帰属関係等を記入してください。）

3. 学外共同創作者との関係

（学外共同創作者がいる場合は、当該者と共同研究中かどうか、契約書があるかどうかなどを記入してください。）

4. ライセンスの方針及び形態

（相手先を指定したいのか、法人に一任するのかなどを記入してください。）

5. 創作に使用した研究経費（※JST、NEDO等の研究経費であればその旨を記入してください。）

使用した研究経費	研究経費（総額）	創作に要した額	使用年度
運営費交付金			
寄附金			
学外共同研究費			
受託研究費（※）			
文部科学省科学研究費補助金			
私費			
その他（）			
合計			

6. 創作に使用した研究施設及び設備（所有している組織等）

7. 意匠の概要（「別紙」に記入してください。）

8. その他参考事項

(別記様式第2号関係)

(別紙)

### 意匠の概要

項目	内容
(いずれかにチェック) <input type="checkbox"/> 意匠に係る物品 <input type="checkbox"/> 意匠に係る建築物 <input type="checkbox"/> 意匠に係る画像の用途	
【意匠を記載した図面】 (別添可)	

各エリア支援室等	受付年月日	産学連携企画課	受付年月日